

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成 2 7 年 3 月 1 0 日 (火)

午前 9 時

場 所 第 2 委員会室

～審査内容～

- 1 議案第 3 7 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について (国保)
- 2 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算に
ついて (国保)
- 3 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算
について (国保)
- 4 議案第 3 8 号 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について (国保)
- 5 議案第 3 2 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について (高齢)
- 6 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度山陽小野田市介護保険特別会計予算につい
て (高齢)
- 7 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度山陽小野田市病院事業会計予算について
(病院)
- 8 議案第 3 3 号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設
備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について (高齢)

- 9 議案第34号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 10 議案第35号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 11 議案第49号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）

「議案第37号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の説明資料

平成27年3月10日
健康福祉部国保年金課

【改正点】

- ① 高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の恒久化
- ② 賦課限度額の引上げ
- ③ 法定軽減（均等割、平等割の5割軽減、2割軽減）の対象範囲の拡大
- ④ 督促状の手数料の徴収方法の変更

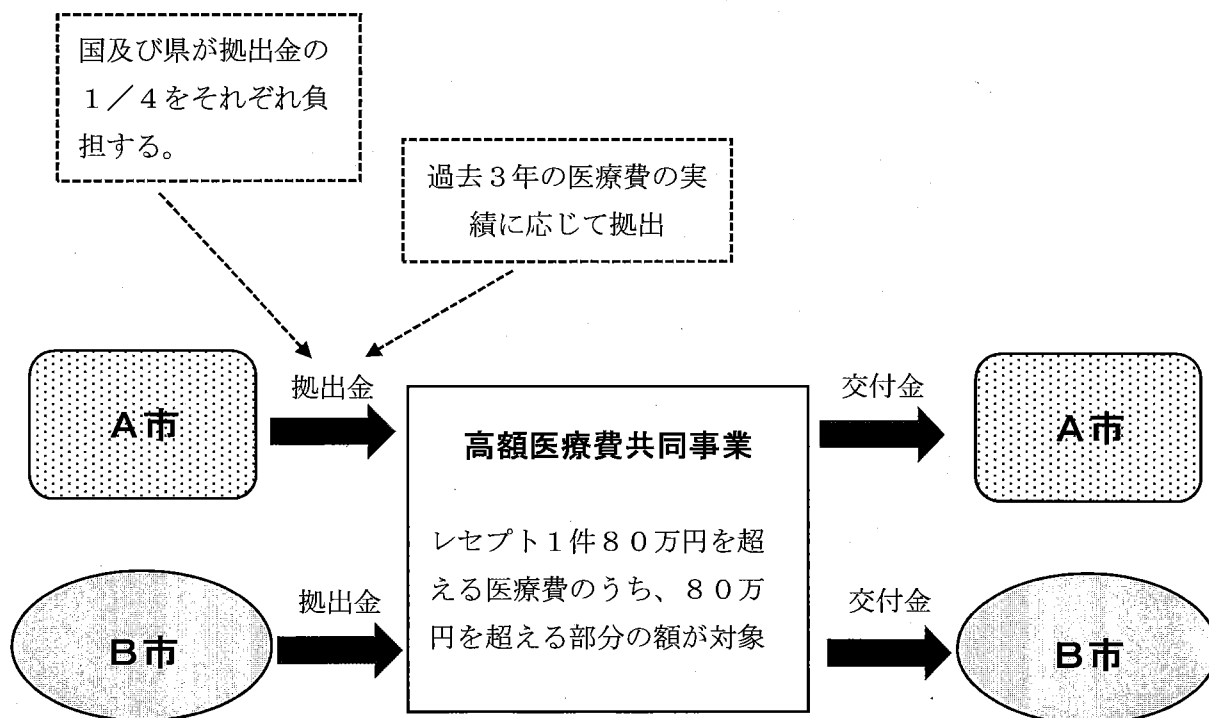
① 高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の恒久化

（１） 高額医療費共同事業の恒久化

高額医療費共同事業は、高額な医療費（1件80万円超）の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整し、各市町村国保へ交付金を交付する再保険事業。

拠出金は該当する高額医療費の実績（過去3年）に応じて連合会が定め、国・県は市町村国保の拠出金に対して1/4ずつ負担する。

平成26年度までは暫定措置であったが、平成27年度から恒久化となる。



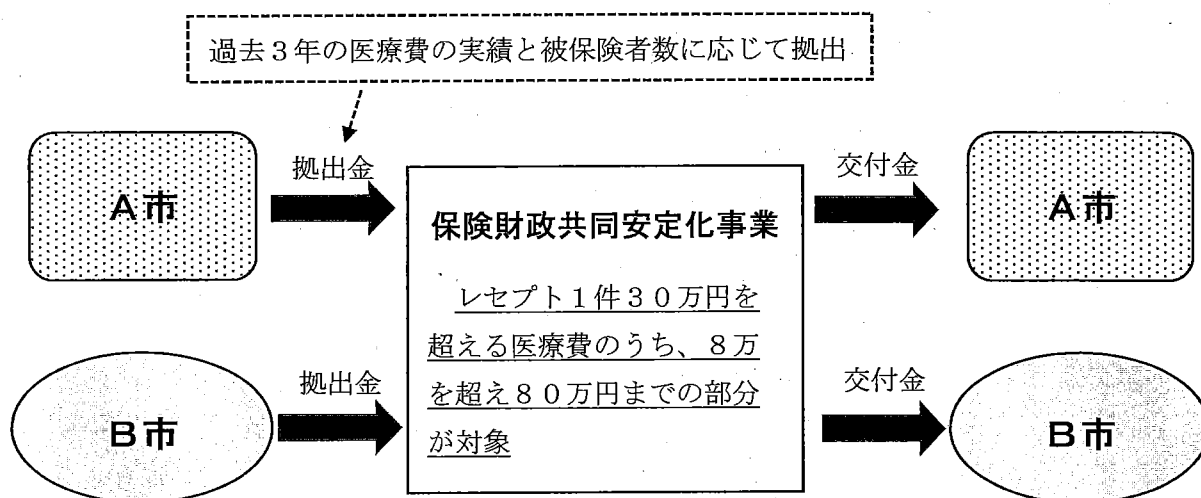
(2) 保険財政共同安定化事業の恒久化と対象範囲の拡大

都道府県内の市町村国保間の財政の安定化、保険料の平準化を図るため、国民健康保険団体連合会が市町村から拠出金を徴収し、80万円以下の医療費について、都道府県単位で、市町村が共同で負担し交付金を交付する再保険事業。

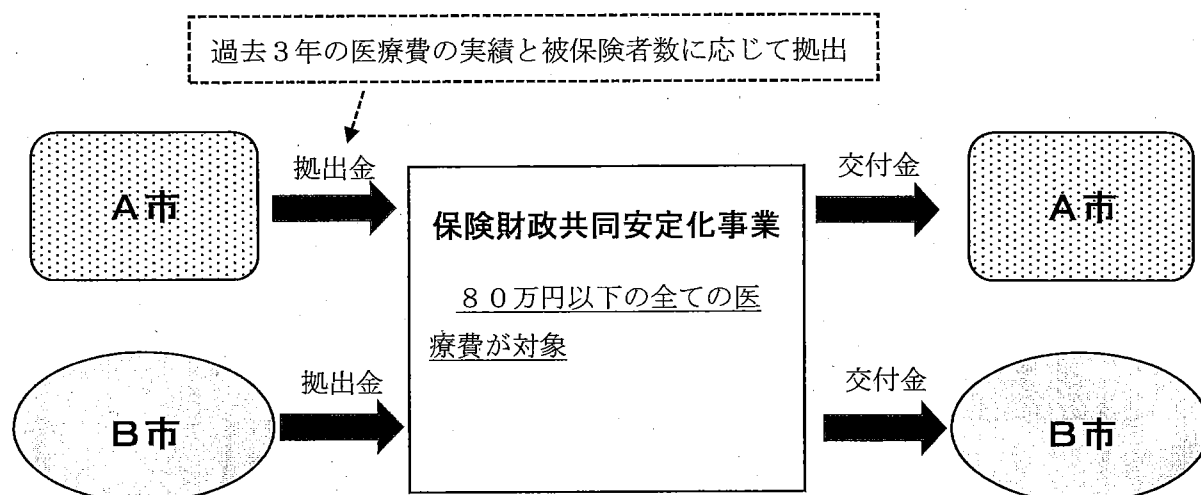
拠出金は該当する医療費の実績（過去3年）と被保険者数に応じて連合会が定める。

平成26年度までは1件30万円超の医療費が対象の暫定措置であったが、平成27年度からは80万までの全ての医療費が対象となり恒久化される。

【 現 行 】



【 改正後 】

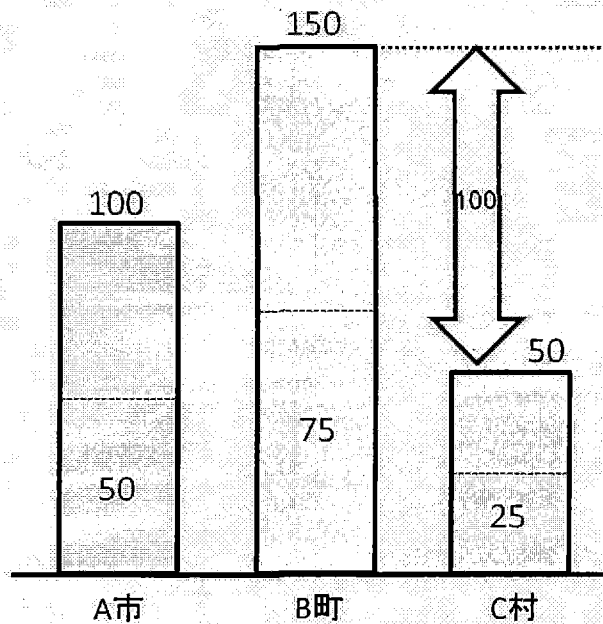


都道府県単位の共同事業の仕組み

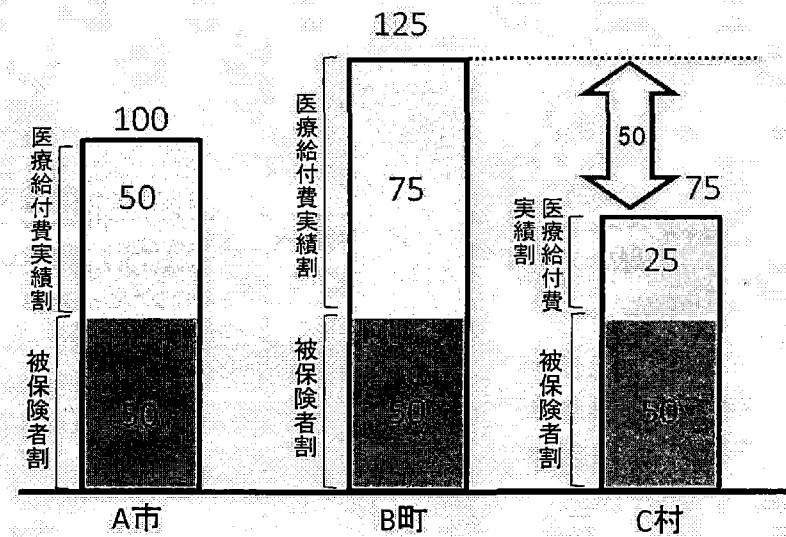
- 都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する事業。
- これにより、都道府県内の市町村国保の財政の安定化(毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和)及び保険料の平準化(医療費の差による保険料の相違の緩和)が図られる。
- ※ 以下イメージ図で見ると、共同事業の実施により、市町村間の格差が最大100 → 50 に縮小する。

都道府県単位の共同事業

(事務: 国民健康保険団体連合会)



実際の医療給付費
(1人当たり)



拠出金
(1人当たり)

② 賦課限度額の引上げ

【引上げ額】

(単位：万円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25～23 年度	平成 22 年度
医療分	5 2	5 1	5 1	5 0
後期支援分	1 7	1 6	1 4	1 3
介護分	1 6	1 4	1 2	1 0
合 計	8 5	8 1	7 7	7 3

【影響額】

(単位：世帯数、円)

区 分	世帯数	影響額
医療分	1 9 4	1, 9 0 8, 5 2 4
後期支援分	2 0 7	1, 9 4 6, 1 2 7
介護分	1 3 5	2, 2 6 7, 9 4 8
合 計		6, 1 2 2, 5 9 9

③ 法定軽減（均等割、平等割の5割軽減、2割軽減）の対象範囲の拡大

【5割軽減基準額の拡大】

= 基礎控除額（33万円）+ 24.5万円 ×（被保険者数）

↓
= 基礎控除額（33万円）+ 26万円 ×（被保険者数）

【2割軽減基準額の拡大】

= 基礎控除額（33万円）+ 45万円 ×（被保険者数）

↓
= 基礎控除額（33万円）+ 47万円 ×（被保険者数）

【財 源】

県 3／4、 市 1／4 ※市負担分は消費税増税分が充当される。

【影響額】

(単位：世帯、円)

	世帯数	軽減額
5割軽減	4 6	2, 1 4 6, 0 0 0
2割軽減	6	1 2 8, 0 0 0
合 計	5 2	3, 1 9 2, 0 0 0

④ 督促状の手数料の徴収方法の変更

現在の「手数料は、納期を過ぎた保険料と同時に徴収する。」という条項があるため、督促手数料のみが残った場合に徴収できない。

山陽小野田市国民健康保険医療費の状況について

平成27年3月10日
健康福祉部国保年金課

1. 被保険者の状況

■年齢別割合（平成26年6月1日現在）

	山陽小野田市	同規模市町村	県	国
～39歳	20.0%	26.2%	21.0%	28.6%
40～64歳	31.2%	35.1%	32.6%	35.2%
65～74歳	48.8%	38.7%	46.4%	36.1%
被保険者数	14,954人	18,645人	359,139人	30,488,273人

2. 同規模保険者との比較（平成25年度累計）

	山陽小野田市	下松市	光市	萩市
被保険者数（人）	14,936	13,193	14,375	15,461
1人当たり医療費（円）	入院	13,031	10,225	12,287
	外来	17,018	15,283	16,170
1件当たり日数（日）	入院	17.39	17.55	17.34
	外来	1.77	1.63	1.70
1日当たり医療費（円）	入院	28,311	26,815	30,509
	外来	12,054	12,460	12,410
1件当たり医療費（円）	入院	492,362	470,465	528,988
	外来	21,277	20,269	21,069
受診率（千人当たり）	826.304	775.716	790.682	752.218
生活習慣病保有者（人、%）	人数	6,726	5,189	6,184
	率	44.1	38.7	41.9
30万以上入院レプト（件、%）	件数	3,128	2,324	2,871
	率	1.7	1.5	1.6
6ヶ月以上入院レプト（件、%）	件数	1,347	980	1,231
	率	0.7	0.6	0.7
人工透析者数（人、%）	人数	41	41	39
	率	0.3	0.3	0.3

3. 入院・外来別、性別疾患状況（上位5疾患）

◆外 来

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	糖尿病	14,014,378	4,962	2,824
	高血圧症	13,417,757	8,353	1,606
	関節疾患	9,990,228	4,513	2,214
	脂質異常症	9,098,864	5,987	1,520
	慢性腎不全（透析あり）	5,792,039	138	41,971
男性	糖尿病	16,824,452	6,030	2,790
	高血圧症	11,991,268	7,713	1,555
	慢性腎不全（透析あり）	8,938,407	227	39,376
	小児科	4,840,559	3,813	1,269
	前立腺がん	4,464,594	1,120	3,986

◆入 院

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	統合失調症	13,919,886	400	34,800
	関節疾患	5,027,191	73	68,866
	骨折	4,536,143	82	55,319
	大腸がん	4,264,487	62	68,782
	脳梗塞	3,213,022	54	59,500
男性	統合失調症	13,815,372	422	32,738
	肺がん	4,165,024	57	73,071
	うつ病	3,868,834	104	37,200
	慢性腎不全（透析あり）	3,724,824	55	67,724
	胃がん	3,244,088	50	64,882

◆合 計

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	統合失調症	16,236,926	1,261	12,876
	糖尿病	16,217,602	5,019	3,231
	間接疾患	15,017,419	4,586	3,275
	高血圧症	13,811,573	8,361	1,652
	脂質異常症	9,129,222	5,990	1,524
男性	糖尿病	18,820,410	6,083	3,094
	統合失調症	17,710,912	1,464	12,098
	慢性腎不全（透析あり）	12,663,231	282	44,905
	高血圧症	12,426,713	7,738	1,606
	うつ病	7,696,224	1,566	4,915

◆総 計

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
	糖尿病	35,038,012	11,102	3,156
	統合失調症	33,947,838	2,725	12,458
	高血圧症	26,238,286	16,099	1,630
	間接疾患	20,896,490	6,647	3,144
	慢性腎不全（透析あり）	19,249,886	434	44,355

4. 年齢別疾患状況（上位5疾患）

◆ 40～49歳

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	統合失調症	2,619,440	278	9,422
	間接疾患	1,095,971	132	8,303
	うつ病	915,873	323	2,836
	慢性腎不全（透析あり）	638,437	12	53,203
	子宮筋腫	475,820	38	12,522
男性	統合失調症	4,608,936	432	10,669
	うつ病	989,124	242	4,087
	糖尿病	577,469	170	3,397
	高血圧症	232,202	148	1,569
	慢性腎不全（透析あり）	225,465	7	32,209

◆ 50～59歳

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	統合失調症	4,494,993	307	14,642
	うつ病	1,548,713	293	5,286
	糖尿病	1,539,711	379	4,063
	慢性腎不全（透析あり）	1,471,363	38	38,720
	間接疾患	1,105,923	407	2,717
男性	統合失調症	6,227,145	416	14,969
	慢性腎不全（透析あり）	5,589,174	116	48,183
	糖尿病	1,360,441	479	2,840
	うつ病	1,114,523	212	5,257
	高血圧症	753,531	513	1,469

◆ 60～69歳

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	糖尿病	7,760,848	2,588	2,999
	高血圧症	7,088,308	4,556	1,556
	統合失調症	6,075,623	354	17,163
	間接疾患	5,769,126	1,967	2,933
	脂質異常症	4,978,368	3,328	1,496
男性	糖尿病	9,897,560	3,265	3,031
	高血圧症	6,249,634	4,078	1,533
	慢性腎不全（透析あり）	5,420,844	121	44,800
	統合失調症	5,081,574	328	15,493
	うつ病	3,531,639	490	7,207

◆ 70～74歳

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	間接疾患	6,854,909	2,001	3,426
	糖尿病	6,305,727	1,913	3,296
	高血圧症	5,819,641	3,188	1,825
	脂質異常症	3,432,449	2,151	1,596
	脳梗塞	2,867,403	386	7,429
男性	糖尿病	6,477,983	2,051	3,158
	高血圧症	5,089,027	2,938	1,732
	不整脈	3,670,430	559	6,566
	大腸がん	2,785,165	168	16,578
	前立腺がん	2,644,195	590	4,482

5. 生活習慣病の状況

◆高血圧症

◆脂質異常症

性別	入外 区分	年齢	被保険者 数の合計	レプト件数 の合計	総点数 の合計	レプト件数 の合計	総点数 の合計
女	外来	0～19	657				
		20～24	173				
		25～29	176			12	20,852
		30～34	231	5	3,090	8	12,765
		35～39	288	24	29,035	3	3,841
		40～44	306	50	60,791	41	84,973
		45～49	272	100	125,640	25	43,829
		50～54	296	135	190,982	79	97,840
		55～59	462	303	494,086	343	454,305
		60～64	1,408	1,706	2,603,033	1,271	1,946,515
		65～69	1,883	2,846	4,422,260	2,055	3,008,932
		70～74	1,935	3,184	5,488,840	2,150	3,425,012
		計	8,087	8,353	13,417,757	5,987	9,098,864
	入院	0～19	657				
		20～24	173				
		25～29	176				
		30～34	231				
		35～39	288				
		40～44	306				
		45～49	272				
		50～54	296				
		55～59	462				
		60～64	1,408	2	42,080	1	2,876
		65～69	1,883	2	20,935	1	20,045
		70～74	1,935	4	330,801	1	7,437
		計	8,087	8	393,816	3	30,358
男	外来	0～19	705	4	5,090		
		20～24	164			1	1,670
		25～29	177	1	2,667	2	2,318
		30～34	231	25	39,214	11	16,678
		35～39	291	31	55,348	27	42,084
		40～44	320	56	85,062	39	49,407
		45～49	282	92	147,140	89	134,076
		50～54	261	195	272,219	53	96,040
		55～59	345	318	481,312	94	183,137
		60～64	966	1,518	2,242,492	434	660,133
		65～69	1,548	2,543	3,700,643	716	1,154,805
		70～74	1,567	2,930	4,960,081	726	1,270,058
		計	6,857	7,713	11,991,268	2,192	3,610,406
	入院	0～19	705				
		20～24	164				
		25～29	177				
		30～34	231				
		35～39	291				
		40～44	320				
		45～49	282				
		50～54	261				
		55～59	345				
		60～64	966	12	250,806	1	33,279
		65～69	1,548	5	55,693		
		70～74	1,567	8	128,946	1	32,860
		計	6,857	25	435,445	2	66,139

◆慢性腎不全（透析有）

◆糖尿病

性別	入外 区分	年齢	被保険者 数の合計	レプト件数 の合計	総点数 の合計	レプト件数 の合計	総点数 の合計
女	外来	0～19	657			12	27,884
		20～24	173			2	2,215
		25～29	176			13	71,704
		30～34	231			4	5,563
		35～39	288			14	43,352
		40～44	306			27	70,002
		45～49	272	12	638,437	62	180,386
		50～54	296			102	313,524
		55～59	462	37	1,438,901	268	875,621
		60～64	1,408	24	1,048,786	989	2,498,431
		65～69	1,883	40	1,764,321	1,569	4,091,132
		70～74	1,935	25	901,594	1,900	5,834,564
		計	8,087	138	5,792,039	4,962	14,014,378
	入院	0～19	657				
		20～24	173				
		25～29	176				
		30～34	231			1	5,999
		35～39	288			1	51,228
		40～44	306				
		45～49	272			3	152,983
		50～54	296			1	69,188
		55～59	462	1	32,462	8	281,378
		60～64	1,408	1	94,896	8	302,630
		65～69	1,883			22	868,655
		70～74	1,935	12	667,258	13	471,163
		計	8,087	14	794,616	57	2,203,224
男	外来	0～19	705			14	47,331
		20～24	164			1	871
		25～29	177			15	33,038
		30～34	231			31	85,583
		35～39	291	1	21,410	52	160,058
		40～44	320	7	225,465	66	223,148
		45～49	282			102	283,119
		50～54	261	16	664,146	150	334,320
		55～59	345	70	2,707,090	324	786,623
		60～64	966	79	3,370,173	1,130	3,071,832
		65～69	1,548	20	705,510	2,111	5,871,128
		70～74	1,567	34	1,244,613	2,034	5,927,401
		計	6,857	227	8,938,407	6,030	16,824,452
	入院	0～19	705				
		20～24	164				
		25～29	177				
		30～34	231			3	130,649
		35～39	291			2	49,427
		40～44	320				
		45～49	282			2	71,202
		50～54	261	3	232,624	2	60,591
		55～59	345	27	1,985,314	3	178,907
		60～64	966	17	1,061,977	5	198,640
		65～69	1,548	5	283,184	19	755,960
		70～74	1,567	3	161,725	17	550,582
		計	6,857	55	3,724,824	53	1,995,958

山陽小野田市国民健康保険医療費の状況について

平成27年3月10日
健康福祉部国保年金課

1. 被保険者の状況

■年齢別割合（平成26年6月1日現在）

	山陽小野田市	同規模市町村	県	国
～39歳	20.0%	26.2%	21.0%	28.6%
40～64歳	31.2%	35.1%	32.6%	35.2%
65～74歳	48.8%	38.7%	46.4%	36.1%
被保険者数	14,954人	18,645人	359,139人	30,488,273人

2. 同規模保険者との比較（平成25年度累計）

		山陽小野田市	下松市	光市	萩市
被保険者数（人）		14,936	13,193	14,375	15,461
1人当たり医療費（円）	入院	13,031	10,225	12,287	12,340
	外来	17,018	15,283	16,170	15,705
1件当たり日数（日）	入院	17.39	17.55	17.34	18.00
	外来	1.77	1.63	1.70	1.64
1日当たり医療費（円）	入院	28,311	26,815	30,509	27,261
	外来	12,054	12,460	12,410	13,185
1件当たり医療費（円）	入院	492,362	470,465	528,988	490,765
	外来	21,277	20,269	21,069	21,600
受診率（千人当たり）		826.304	775.716	790.682	752.218
生活習慣病保有者（人、%）	人数	6,726	5,189	6,184	6,483
	率	44.1	38.7	41.9	41.3
30万以上入院レプト（件、%）	件数	3,128	2,324	2,871	3,302
	率	1.7	1.5	1.6	1.8
6ヶ月以上入院レプト（件、%）	件数	1,347	980	1,231	1,447
	率	0.7	0.6	0.7	0.8
人工透析者数（人、%）	人数	41	41	39	37
	率	0.3	0.3	0.3	0.3

3. 入院・外来別、性別疾患状況（上位5疾患）

◆外 来

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	糖尿病	14,014,378	4,962	2,824
	高血圧症	13,417,757	8,353	1,606
	関節疾患	9,990,228	4,513	2,214
	脂質異常症	9,098,864	5,987	1,520
	慢性腎不全（透析あり）	5,792,039	138	41,971
男性	糖尿病	16,824,452	6,030	2,790
	高血圧症	11,991,268	7,713	1,555
	慢性腎不全（透析あり）	8,938,407	227	39,376
	小児科	4,840,559	3,813	1,269
	前立腺がん	4,464,594	1,120	3,986

◆入 院

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	統合失調症	13,919,886	400	34,800
	関節疾患	5,027,191	73	68,866
	骨折	4,536,143	82	55,319
	大腸がん	4,264,487	62	68,782
	脳梗塞	3,213,022	54	59,500
男性	統合失調症	13,815,372	422	32,738
	肺がん	4,165,024	57	73,071
	うつ病	3,868,834	104	37,200
	慢性腎不全（透析あり）	3,724,824	55	67,724
	胃がん	3,244,088	50	64,882

◆合 計

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	統合失調症	16,236,926	1,261	12,876
	糖尿病	16,217,602	5,019	3,231
	間接疾患	15,017,419	4,586	3,275
	高血圧症	13,811,573	8,361	1,652
	脂質異常症	9,129,222	5,990	1,524
男性	糖尿病	18,820,410	6,083	3,094
	統合失調症	17,710,912	1,464	12,098
	慢性腎不全（透析あり）	12,663,231	282	44,905
	高血圧症	12,426,713	7,738	1,606
	うつ病	7,696,224	1,566	4,915

◆総 計

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
	糖尿病	35,038,012	11,102	3,156
	統合失調症	33,947,838	2,725	12,458
	高血圧症	26,238,286	16,099	1,630
	間接疾患	20,896,490	6,647	3,144
	慢性腎不全（透析あり）	19,249,886	434	44,355

4. 年齢別疾患状況（上位5疾患）

◆ 40～49歳

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	統合失調症	2,619,440	278	9,422
	間接疾患	1,095,971	132	8,303
	うつ病	915,873	323	2,836
	慢性腎不全（透析あり）	638,437	12	53,203
	子宮筋腫	475,820	38	12,522
男性	統合失調症	4,608,936	432	10,669
	うつ病	989,124	242	4,087
	糖尿病	577,469	170	3,397
	高血圧症	232,202	148	1,569
	慢性腎不全（透析あり）	225,465	7	32,209

◆ 50～59歳

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	統合失調症	4,494,993	307	14,642
	うつ病	1,548,713	293	5,286
	糖尿病	1,539,711	379	4,063
	慢性腎不全（透析あり）	1,471,363	38	38,720
	間接疾患	1,105,923	407	2,717
男性	統合失調症	6,227,145	416	14,969
	慢性腎不全（透析あり）	5,589,174	116	48,183
	糖尿病	1,360,441	479	2,840
	うつ病	1,114,523	212	5,257
	高血圧症	753,531	513	1,469

◆ 60～69歳

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	糖尿病	7,760,848	2,588	2,999
	高血圧症	7,088,308	4,556	1,556
	統合失調症	6,075,623	354	17,163
	間接疾患	5,769,126	1,967	2,933
	脂質異常症	4,978,368	3,328	1,496
男性	糖尿病	9,897,560	3,265	3,031
	高血圧症	6,249,634	4,078	1,533
	慢性腎不全（透析あり）	5,420,844	121	44,800
	統合失調症	5,081,574	328	15,493
	うつ病	3,531,639	490	7,207

◆ 70～74歳

	細小分類別疾患	総点数	レセプト 件数	レセプト 1件当たり点数
女性	間接疾患	6,854,909	2,001	3,426
	糖尿病	6,305,727	1,913	3,296
	高血圧症	5,819,641	3,188	1,825
	脂質異常症	3,432,449	2,151	1,596
	脳梗塞	2,867,403	386	7,429
男性	糖尿病	6,477,983	2,051	3,158
	高血圧症	5,089,027	2,938	1,732
	不整脈	3,670,430	559	6,566
	大腸がん	2,785,165	168	16,578
	前立腺がん	2,644,195	590	4,482

5. 生活習慣病の状況

◆高血圧症

◆脂質異常症

性別	入外 区分	年齢	被保険者 数の合計	レプト件数 の合計	総点数 の合計	レプト件数 の合計	総点数 の合計
女	外来	0～19	657				
		20～24	173				
		25～29	176			12	20,852
		30～34	231	5	3,090	8	12,765
		35～39	288	24	29,035	3	3,841
		40～44	306	50	60,791	41	84,973
		45～49	272	100	125,640	25	43,829
		50～54	296	135	190,982	79	97,840
		55～59	462	303	494,086	343	454,305
		60～64	1,408	1,706	2,603,033	1,271	1,946,515
		65～69	1,883	2,846	4,422,260	2,055	3,008,932
		70～74	1,935	3,184	5,488,840	2,150	3,425,012
		計	8,087	8,353	13,417,757	5,987	9,098,864
	入院	0～19	657				
		20～24	173				
		25～29	176				
		30～34	231				
		35～39	288				
		40～44	306				
		45～49	272				
		50～54	296				
		55～59	462				
		60～64	1,408	2	42,080	1	2,876
		65～69	1,883	2	20,935	1	20,045
		70～74	1,935	4	330,801	1	7,437
		計	8,087	8	393,816	3	30,358
男	外来	0～19	705	4	5,090		
		20～24	164			1	1,670
		25～29	177	1	2,667	2	2,318
		30～34	231	25	39,214	11	16,678
		35～39	291	31	55,348	27	42,084
		40～44	320	56	85,062	39	49,407
		45～49	282	92	147,140	89	134,076
		50～54	261	195	272,219	53	96,040
		55～59	345	318	481,312	94	183,137
		60～64	966	1,518	2,242,492	434	660,133
		65～69	1,548	2,543	3,700,643	716	1,154,805
		70～74	1,567	2,930	4,960,081	726	1,270,058
		計	6,857	7,713	11,991,268	2,192	3,610,406
	入院	0～19	705				
		20～24	164				
		25～29	177				
		30～34	231				
		35～39	291				
		40～44	320				
		45～49	282				
		50～54	261				
		55～59	345				
		60～64	966	12	250,806	1	33,279
		65～69	1,548	5	55,693		
		70～74	1,567	8	128,946	1	32,860
		計	6,857	25	435,445	2	66,139

◆慢性腎不全（透析有）

◆糖尿病

性別	入外 区分	年齢	被保険者 数の合計	レプト件数 の合計	総点数 の合計	レプト件数 の合計	総点数 の合計
女	外来	0～19	657			12	27,884
		20～24	173			2	2,215
		25～29	176			13	71,704
		30～34	231			4	5,563
		35～39	288			14	43,352
		40～44	306			27	70,002
		45～49	272	12	638,437	62	180,386
		50～54	296			102	313,524
		55～59	462	37	1,438,901	268	875,621
		60～64	1,408	24	1,048,786	989	2,498,431
		65～69	1,883	40	1,764,321	1,569	4,091,132
		70～74	1,935	25	901,594	1,900	5,834,564
		計	8,087	138	5,792,039	4,962	14,014,378
	入院	0～19	657				
		20～24	173				
		25～29	176				
		30～34	231			1	5,999
		35～39	288			1	51,228
		40～44	306				
		45～49	272			3	152,983
		50～54	296			1	69,188
		55～59	462	1	32,462	8	281,378
		60～64	1,408	1	94,896	8	302,630
		65～69	1,883			22	868,655
		70～74	1,935	12	667,258	13	471,163
		計	8,087	14	794,616	57	2,203,224
男	外来	0～19	705			14	47,331
		20～24	164			1	871
		25～29	177			15	33,038
		30～34	231			31	85,583
		35～39	291	1	21,410	52	160,058
		40～44	320	7	225,465	66	223,148
		45～49	282			102	283,119
		50～54	261	16	664,146	150	334,320
		55～59	345	70	2,707,090	324	786,623
		60～64	966	79	3,370,173	1,130	3,071,832
		65～69	1,548	20	705,510	2,111	5,871,128
		70～74	1,567	34	1,244,613	2,034	5,927,401
		計	6,857	227	8,938,407	6,030	16,824,452
	入院	0～19	705				
		20～24	164				
		25～29	177				
		30～34	231			3	130,649
		35～39	291			2	49,427
		40～44	320				
		45～49	282			2	71,202
		50～54	261	3	232,624	2	60,591
		55～59	345	27	1,985,314	3	178,907
		60～64	966	17	1,061,977	5	198,640
		65～69	1,548	5	283,184	19	755,960
		70～74	1,567	3	161,725	17	550,582
		計	6,857	55	3,724,824	53	1,995,958

「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

1 概要

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）」が平成27年1月16日に公布され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」が一部改正されました。地域密着型サービス事業に係る人員・設備・運営等に関する基準等は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任されていることから、本省令の改正に伴い「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」について、一部改正を行います。

2 条例の一部改正の基本的な方針

地域密着型（介護予防）サービス事業者の人員基準及び設備・運営に関する基準については、厚生労働省令（以下「省令」という。）で示されている次ページの3区分を踏まえ「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」いずれも本市の状況を勘案する中で支障がないと判断されるため、すべて厚生労働省令の基準どおり定めます。

●基準の分類

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

- ・従うべき基準……条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ・標準……法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
- ・参酌すべき基準……地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例」に関わる基準

基 準	厚生労働省令（国の基準）の概要	条例改正案 （市の基準）
従うべき 基準	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の員数 ・ 認知症対応型通所介護 利用定員等（共用型の一部）、事故発 生時の 対応 ・ 小規模多機能型居宅介護 従業者の員数、管理者、登録定員及び利用定 員 ・ 認知症対応型共同生活介護 従業者の員数、管理者 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 従業者の員数、管理者 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護 従業者の員数 ・ 複合型サービス 名称、従業者の員数等、管理者、代表者、 設備及び備品等（一部）、具体的取扱方針 （一部）、主治の医師との関係（一部）	国の基準どお り。
標準	・ 認知症対応型共同生活介護 設備 ・ 複合型サービス 登録定員及び利用定員	国の基準どお り。
参酌すべ き基準	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本取扱方針、勤務体制の確保等 ・ 認知症対応型通所介護 基本方針、設備及び備品等、利用定員等（共 用型の一部）、記録の整備 ・ 小規模多機能型居宅介護 基本取扱方針、居住機能を担う併設施設等へ の入居 ・ 認知症対応型共同生活介護 管理者による管理	国の基準どお り。

	・地域密着型特定施設入居者生活介護 内容及び手続の説明及び契約の締結等、 法定代理受領サービスを受けるための利用 者の同意、記録の整備 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護設備、計画担当介護支援専門員の責務、 記録の整備 ・ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設 設備 ・複合型サービス 名称、基本方針、設備及び備品等（一部）、 基本取扱方針、具体的取扱方針（一部）、 主治の医師との関係（一部）、報告書の作 成、緊急時等の対応、記録の整備	
--	---	--

4 「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の主な改正内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・従業者の員数（介護従業者（オペレーター）の兼任の範囲の拡大（第6条第5項関係：従うべき基準））

新	旧
夜間から早朝まで（午後6時から午前8時まで）の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加。	夜間から早朝まで（午後6時から午前8時まで）の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲は、「併設する施設・事業所」

- ・基本取扱方針（質の評価の改正（第23条第2項：参酌すべき基準））

新	旧
介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏	事業所の質を定期的に外部の者による評価を受け公表する仕組み。

まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター、地域住民等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みに改正。	
---	--

(2) 認知症対応型通所介護

- ・基本方針（基本方針の拡大（第60条：参酌すべき基準））

新	旧
生活機能の維持又は向上を目指す事業目的が追加。	

- ・設備及び備品（介護保険外の宿泊サービスを行う場合の届出（第63条：参酌すべき基準））

新	旧
認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めることを追加。	規定無し

- ・利用定員等（共用型認知症対応型通所介護における認知症対応型共同生活介護の基準の拡大（第65条：従うべき基準））

新	旧
共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に改正。	共用型認知症対応型通所介護の定員が認知症対応型共同生活介護事業所ごとに3人以下。

- ・事故発生時の対応（第78条の2：従うべき基準）

新	旧
認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所に、事故報告の仕組みを設置。	規定無し

(3) 小規模多機能型居宅介護

- ・従業者の員数（介護従業者（看護師又は准看護師）の兼任の拡大（第82条第7項：従うべき基準））

新	旧
看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を追加。	介護従業者は、認知症対応型共同生活介護等と併設している場合は、兼任が可能。

- ・登録定員及び利用定員（登録定員の増員（第85条：従うべき基準））

新	旧
登録定員 29人	登録定員 25人

- ・登録定員及び利用定員（利用定員の増員（第85条第2項第1号：従うべき基準））

新	旧								
通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで（登録定員が25人をこえる場合は、下記のとおり。 <table border="1"> <tr> <th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr> <tr> <td>26又は27人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>28人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>29人</td><td>18人</td></tr> </table>	登録定員	利用定員	26又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで
登録定員	利用定員								
26又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

- ・基本取扱方針（質の評価の改正（第91条：参酌すべき基準））

新	旧
運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター、地域住民等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みと改正。	事業所の質を定期的に外部の者による評価を受け公表する仕組み。

（4）認知症対応型共同生活介護

- ・設備（共同生活住居の拡大（第113条：標準））

新	旧
認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを追加	共同生活住居は1又は2

（5）地域密着特定施設入居者生活介護

- ・法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意（手続きの軽減（第135条：参酌すべき基準））

新	旧
法定代理受領サービスを受けるためには、利用者同意が不要。（介護保険施行規則改正により第64条第1項第3号削除）	法定代理受領サービスを受けるためには、利用者同意が必要。（介護保険施行規則第64条第1項第3号）

（6）地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

- ・従業者の員数（介護支援専門員の人員配置基準の設置（第151条第8項第1号：従うべき基準））

新	旧
サテライト型地域密着型介護老人	サテライト型地域密着型介護老人

福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加。	福祉施設の本体施設として認められる対象について、「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」
--	--

- ・従業者の員数（介護支援専門員の人員配置基準の設置（第151条第17項：従うべき基準）

新	旧
サテライトにおいて介護支援専門員によるサービス提供が本体施設の入所者及びサテライトの入所者に適切なサービスが行われることが認められるときは、これを置かない事ができる。ただし、本体施設とサテライトの入所者の合計数が100人に対して介護支援専門員を1人とし、その端数を増すごとに1を標準とすることを追加。	規定無し

(7) 複合型サービス

- ・名称（サービス名の変更（各条：従うべき基準）

新	旧
看護小規模多機能型居宅介護 ※サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称。	複合型サービス

- ・登録定員及び利用定員（登録定員の増員（第194条：従うべき基準））

新	旧
登録定員 29人	登録定員 25人

- ・登録定員及び利用定員（利用定員の増員（第194条第2項第1号：従うべき基準））

新	旧								
通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで（登録定員が25人をこえる場合は、下記のとおり。 登録定員 <table> <tr> <th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr> <tr> <td>26又は27人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>28人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>29人</td><td>18人</td></tr> </table>	登録定員	利用定員	26又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで
登録定員	利用定員								
26又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

- ・基本取扱方針（質の評価の改正（第196条：参酌すべき基準））

新	旧
運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター、地域住民等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みと改正。	事業所の質を定期的に外部の者による評価を受け公表する仕組み。

「山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部改正について

1 概要

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）」が平成27年1月16日に公布され、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」が一部改正されました。介護予防支援事業に係る人員及び運営に関する基準等については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任されていることから、「山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」について、一部改正を行います。

2 条例の一部改正の基本的な方針

地域密着型（介護予防）サービス事業者の人員基準及び設備・運営に関する基準については、厚生労働省令（以下「省令」という。）で示されている次ページの3区分を踏まえ「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」いずれも本市の状況を勘案する中で支障がないと判断されるため、すべて厚生労働省令の基準どおり定めます。

●基準の分類

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

- ・従うべき基準……条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ・標準……法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

- ・参酌すべき基準・地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 「山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に関わる基準

基 準	厚生労働省令（国の基準）の概要	条例改正案 （市の基準）
従 う べ き基準	・介護予防認知症対応型通所介護 従業者の員数、利用定員等（共用型の一部）、 事故発生時の対応 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者の員数、管理者、登録定員及び利用定 員、事故発生時の対応 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 事故発生時の対応	国の基準どお り。
標準	・介護予防認知症対応型共同生活介護 設備	国の基準どお り。
参 酌 す べ き 基 準	・介護予防認知症対応型通所介護 設備及び備品等、利用定員等（共用型の一部） ・介護予防小規模多機能型居宅介護 居住機能を担う併施設等への入居、基本取 扱方針 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 基本方針	国の基準どお り。

4 「山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の主な改正内容

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

- ・設備及び備品（介護保険外の宿泊サービスを行う場合の届出（第7条4項：参酌すべき基準））

新	旧
介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めることを追加。	規定無し

- ・利用定員等（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護における介護予防認知症対応型共同生活介護の基準の拡大（第9条：従うべき基準））

新	旧
共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員について、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に改正。	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の定員が介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに3人以下。

- ・事故発生時の対応（第37条第4項：従うべき基準）

新	旧
認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所に、事故報告の仕組みを設置。	規定無し

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・従業者の員数（介護従業者（看護師又は准看護師）の兼任の拡大（第44条第6項：従うべき基準））

新	旧
看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を追加。	介護従業者は、認知症対応型共同生活介護等と併設している場合は、兼任が可能。

- ・登録定員及び利用定員（登録定員の増員（第47条：従うべき基準））

新	旧
登録定員 29人	登録定員 25人

- ・登録定員及び利用定員（利用定員の増員（第47条第2項第1号：従うべき基準））

新	旧								
通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで（登録定員が25人をこえる場合は、下記のとおり。 登録定員 <table border="1"> <tr> <th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr> <tr> <td>26又は27人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>28人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>29人</td><td>18人</td></tr> </table>	登録定員	利用定員	26又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人まで
登録定員	利用定員								
26又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

- ・基本取扱方針（質の評価の改正（第66条：参酌すべき基準））

新	旧
運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供	事業所の質を定期的に外部の者による評価を受け公表する仕組み。

するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター、地域住民等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みと改正。	
---	--

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・設備（共同生活住居の拡大（第74条：標準））

新	旧
認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを追加	共同生活住居は1又は2

「山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部改正について

1 概要

「指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」は、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、市町村の条例で定めることとされておりまして、本市におきましても「山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」を定めることとしておりますが、平成27年1月16日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）」が公布され、「指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が一部改正された為、本市の条例の一部改正を行います。

2 条例の一部改正の基本的な方針

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、厚生労働省令（以下「省令」という。）で示されている次の3区分を踏まえ「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」いずれも本市の状況を勘案する中で支障がないと判断されるため、すべて厚生労働省令の基準どおり定めます。

●基準の分類

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

- ・従うべき基準……条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ・標準……法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
- ・参酌すべき基準……地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 「山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護

予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に関わる基準

基 準	厚生労働省令（国の基準）の概要	条例改正案 （市の基準）
参 酌 す べ き 基 準	身分を証する書類の携行 業務の委託 記録の整備 具体的取扱方針	国の基準どおり。

- 4 「山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の主な改正内容

・具体的取扱方針（計画書の提出（第31条第1項第12号：参酌すべき基準））

新	旧
介護予防支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることを追加。	基準なし

当初予算資料

平成27年度予定損益計算書当初比較

(単位:千円)

区分	平成27年度予算	平成26年度予算	増 減	備 考
1入院収益	2,377,546	2,244,412	133,134	
2外来収益	1,032,673	968,379	64,294	
3その他医業収益	320,857	297,824	23,033	
1. 医業収益	3,731,076	3,510,615	220,461	
1給与費	2,052,255	1,901,559	150,696	退職給付費、勤勉手当等
2材料費	778,170	803,183	▲ 25,013	薬品費
3経費	622,328	619,291	3,037	
4減価償却費	504,524	126,400	378,124	建物及び設備、医療機器
5資産減耗費	1,200	1,200	0	
6研究研修費	10,314	9,287	1,027	
7長期前払消費税償却	41,040	17,991	23,049	控除対象外消費税
2. 医業費用	4,009,831	3,478,911	530,920	
医業損益	▲ 278,755	31,704	▲ 310,459	
1受取利息配当金	100	100	0	
2他会計補助金	105,988	147,763	▲ 41,775	改革プラン分の減少
3他会計繰入金	56,827	39,234	17,593	企業債利息、院内保育所
4患者外給食収益	9	765	▲ 756	
5国県補助金	1	1	0	
6補助金	3,600	2,300	1,300	
7長期前受金戻入	33,382	340,508	▲ 307,126	旧病院解体に伴うもの
8資本費繰入収益	52,981	0	52,981	医療機器分
9その他医業外収益	27,566	11,706	15,860	退職手当負担金(一般会計から)
3. 医業外収益	280,454	542,377	▲ 261,923	
1支払利息	78,267	86,425	▲ 8,158	一時借入金利息の減少
2繰延勘定償却			0	
3患者外給食材料	731	731	0	
4雑損失	2	2	0	
5雑支出	66,321	51,852	14,469	消費税
6退職給与負担金	5,260	1,500	3,760	退職手当負担金(一般会計へ)
4. 医業外費用	150,581	140,510	10,071	
経常損益	▲ 148,882	433,571	▲ 582,453	
5. 特別利益	10	0	10	
6. 特別損失(予備費含)	16,010	1,923,800	▲ 1,907,790	引当金、除却損
当年度純損益	▲ 164,882	▲ 1,490,229	1,325,347	
前年度繰越欠損金	3,451,330	2,727,602		
当年度未処理欠損金	3,616,212	4,217,831		

業務の予定量の比較

区 分	26年度	27年度	増 減
年間延入院患者数	64,047	66,978	2,931
1日平均入院患者数	175	183	8
年間延外来患者数	111,320	121,500	10,180
1日平均外来患者数	460	500	40

1 第1号被保険者保険料金額及び所得段階乗率

第6期計画(平成27年度～平成29年度)

第5期計画(平成24年度～平成26年度)

比較(第6期-第5期)

第6期計画(平成27年度～平成29年度)				第5期計画(平成24年度～平成26年度)				比較(第6期-第5期)	
		月額基準額	5,400円			月額基準額	4,900円		
保険料段階	該当者	月額	年額	保険料段階	該当者	月額	年額	月額	年額
第1段階(基準額×0.45) ※介護保険料低所得者軽減強化で0.05分公費負担を行い0.5→0.45	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	2,430円	29,160円	第1段階(基準額×0.5)	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	2,450円	29,400円	△20円 ※標準乗率での額 250円	△240円 ※標準乗率での額 3,000円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	2,700円	32,400円	第2段階(基準額×0.5)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		29,400円		
第2段階(基準額×0.7)	世帯全員が市民税非課税	3,780円	45,360円	第3段階(基準額×0.7)	世帯全員が市民税非課税	3,430円	41,160円	350円	4,200円
第3段階(基準額×0.75)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	4,050円	48,600円	第4段階(基準額×0.75)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	3,675円	44,100円	375円	4,500円
第4段階(基準額×0.9)	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)	4,860円	58,320円	第5段階(基準額×0.9)	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)	4,410円	52,920円	450円	5,400円
第5段階(基準額)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	5,400円	64,800円	第6段階(基準額)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	4,900円	58,800円	500円	6,000円
第6段階(基準額×1.1)	合計所得金額が125万円未満	5,940円	71,280円	第7段階(基準額×1.1)	合計所得金額が125万円未満	5,390円	64,680円	550円	6,600円
第7段階(基準額×1.25)	合計所得金額が125万円以上190万円未満	6,750円	81,000円	第8段階(基準額×1.25)	合計所得金額が125万円以上190万円未満	6,125円	73,500円	625円	7,500円
第8段階(基準額×1.5)	本人が市民税課税	8,100円	97,200円	第9段階(基準額×1.5)	本人が市民税課税	7,350円	88,200円	750円	9,000円
第9段階(基準額×1.75)	合計所得金額が450万円以上700万円未満	9,450円	113,400円	第10段階(基準額×1.75)	合計所得金額が450万円以上700万円未満	8,575円	102,900円	875円	10,500円
第10段階(基準額×2)	合計所得金額が700万円以上	10,800円	129,600円	第11段階(基準額×2.0)	合計所得金額が700万円以上	9,800円	117,600円	1,000円	12,000円

2 介護・予防給付の居宅系サービスの見込一覧

介護・予防給付の居宅系サービスの見込みにあたっては、平成24年度、平成25年度の利用実績及び平成26年度の利用見込みを基にサービス別・要介護度別の利用率等から必要量を推計し、下表に示しております。

なお、各サービスの利用回数の算出方法は、第5期計画ではサービス種類での回数で算出していましたが、本計画からは、サービス種類の内容ごとの回数で算出しています。

介護給付

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス				
訪問介護				
	(回/年)	61,988回	63,184回	63,934回
	(人/月)	364人	380人	395人
訪問入浴介護				
	(回/年)	590回	590回	590回
	(人/月)	12人	12人	12人
訪問看護				
	(回/年)	7,856回	8,261回	8,622回
	(人/月)	90人	93人	97人
訪問リハビリテーション				
	(回/年)	6,144回	6,366回	6,941回
	(人/月)	39人	38人	40人
居宅療養管理指導				
	(人/月)	248人	272人	309人
通所介護				
	(回/年)	135,235回	100,604回	107,078回
	(人/月)	862人	619人	637人
通所リハビリテーション				
	(回/年)	26,980回	26,980回	26,980回
	(人/月)	244人	244人	244人
短期入所生活介護				
	(日/年)	24,596日	26,791日	28,292日
	(人/月)	157人	172人	184人
短期入所療養介護				
	(日/年)	1,764日	1,764日	1,764日
	(人/月)	17人	17人	17人
特定施設入所者生活介護				
	(人/月)	121人	133人	138人
福祉用具貸与				
	(人/月)	771人	845人	908人
特定福祉用具販売				
	(人/月)	18人	20人	22人
住宅改修				
	(人/月)	17人	18人	19人
居宅介護支援				
	(人/月)	1,428人	1,533人	1,619人

予防給付

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護				
	(人/月)	183人	186人	100人
介護予防訪問入浴介護				
	(回/年)	0	0	0
	(人/月)	0	0	0
介護予防訪問看護				
	(回/年)	686回	686回	686回
	(人/月)	10人	10人	10人
介護予防訪問リハビリテーション				
	(回/年)	498回	594回	695回
	(人/月)	5人	6人	7人
介護予防居宅療養管理指導				
	(人/月)	10人	11人	11人
介護予防通所介護				
	(人/月)	297人	328人	185人
介護予防通所リハビリテーション				
	(人/月)	115人	115人	115人
介護予防短期入所生活介護				
	(日/年)	1,040日	1,040日	1,040日
	(人/月)	11人	11人	11人
介護予防短期入所療養介護				
	(日/年)	180日	180日	180日
	(人/月)	2人	2人	2人
介護予防特定施設入所者生活介護				
	(人/月)	30人	33人	34人
介護予防福祉用具貸与				
	(人/月)	228人	261人	279人
介護予防特定福祉用具販売				
	(人/月)	9人	9人	10人
介護予防住宅改修				
	(人/月)	17人	18人	19人
介護予防居宅介護支援				
	(人/月)	594人	637人	602人

3 地域密着型サービスの見込一覧

地域密着型サービスについては、平成24年度、平成25年度の利用実績及び平成26年度の利用見込み、日常生活圏域ごとの整備状況を基に必要量を推計し、下表に示しております。

各サービスの利用回数の算出方法は、第5期計画ではサービス種類での回数で算出していましたが、本計画からは、サービス種類の内容ごとの回数で算出しています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型サービス			
認知症対応型通所介護			
介護 (回/年)	21,126回	23,154回	24,803回
介護 (人/月)	122人	134人	144人
予防 (回/年)	96回	96回	96回
予防 (人/月)	2人	2人	2人
小規模多機能型居宅介護			
介護 (人/月)	63人	66人	70人
予防 (人/月)	1人	1人	1人
認知症対応型共同生活介護			
介護 (人/月)	152人	152人	170人
予防 (人/月)	1人	1人	1人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
介護 (人/月)	5人	6人	8人
看護小規模多機能型居宅介護			
介護 (人/月)	21人	24人	42人
地域密着型通所介護 (仮称)			
介護 (回/年)	回	45,623回	48,559回
介護 (人/月)	人	281人	289人
予防 (人/月)	人	人	人

4 施設・居住系サービスの見込一覧

施設・居住系サービスについては、市内施設の今後の整備状況や平成24年度、平成25年度の利用実績及び平成26年度の利用見込みを基に3年間の事業計画における必要量を推計し、施設・介護専用型の居住系サービスと介護専用型以外の居住系サービスをそれぞれ下表に示しております。

施設・介護専用型の居住系サービス

(単位:人/月)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	297	297	297
介護老人保健施設	241	241	241
介護療養型医療施設	36	36	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	8	8	37
施設サービス利用者 計 (a)	582	582	611
認知症対応型共同生活介護	152	152	170
介護専用居住系サービス利用者 計 (b)	152	152	170
施設・居住系サービス利用者 計 (a)+(b)	734	734	781

介護専用型以外の居住系サービス

(単位:人/月)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定施設入居者生活介護(介護専用型以外)	121	133	138
介護予防特定施設入居者生活介護	12	13	14
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1
計	134	147	153

5 介護保険施設及び地域密着型施設の整備計画

第6期計画期間中の日常生活圏域ごとの施設整備計画については、圏域ごとのサービスの均衡を図っていく必要があることから、厚狭地区に認知症対応型共同生活介護及び医療依存度の高い人でも在宅で安心して暮らしていくことのできる複合型サービスを整備促進します。また、在宅生活が、困難な人の地域生活を継続して支援するための地域密着型老人介護福祉施設の整備も促進します。

日常生活圏域	項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度 高齢者人口等
竜 王	介護老人福祉施設					高齢者人口 2,455人
	地域密着型介護老人福祉施設					
	介護老人保健施設	1 (100)	1 (100)	1 (100)	1 (100)	認定者数 455人
	介護療養型医療施設	1 (12)	1 (12)	1 (12)	1 (12)	
	特定施設入居者生活介護					
	認知症対応型共同生活介護	1 (18)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	
	小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
	看護小規模多機能型居宅介護					
小野田	介護老人福祉施設	1 (82)	1 (82)	1 (82)	1 (82)	高齢者人口 4,455人
	地域密着型介護老人福祉施設					
	介護老人保健施設					認定者数 864人
	介護療養型医療施設					
	特定施設入居者生活介護	1 (50)	1 (50)	1 (50)	1 (50)	
	認知症対応型共同生活介護	1 (18)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	
	小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
	看護小規模多機能型居宅介護					
高千帆	介護老人福祉施設	1 (84)	1 (84)	1 (84)	1 (84)	高齢者人口 5,892人
	地域密着型介護老人福祉施設					
	介護老人保健施設					認定者数 1,008人
	介護療養型医療施設					
	特定施設入居者生活介護	1 (30)	2 (70)	2 (70)	2 (70)	
	認知症対応型共同生活介護	3 (54)	3 (54)	3 (54)	3 (54)	
	小規模多機能型居宅介護					
	看護小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
厚 狭	介護老人福祉施設	1 (60)	1 (60)	1 (60)	1 (60)	高齢者人口 3,981人
	地域密着型介護老人福祉施設				1 (29)	
	介護老人保健施設	2 (80)	2 (80)	2 (80)	2 (80)	認定者数 745人
	介護療養型医療施設					
	特定施設入居者生活介護					
	認知症対応型共同生活介護	2 (36)	2 (36)	2 (36)	3 (54)	
	小規模多機能型居宅介護					
	看護小規模多機能型居宅介護				1 (25)	
厚 陽	介護老人福祉施設					高齢者人口 811人
	地域密着型介護老人福祉施設					
	介護老人保健施設					認定者数 133人
	介護療養型医療施設					
	特定施設入居者生活介護					
	認知症対応型共同生活介護	1 (18)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	
	小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	1 (25)	
	看護小規模多機能型居宅介護					

埴 生	介護老人福祉施設	1 (80)	1 (80)	1 (80)	1 (80)	高齢者人口 1,935人
	地域密着型介護老人福祉施設					
	介護老人保健施設					
	介護療養型医療施設					
	特定施設入居者生活介護	2 (90)	2 (90)	2 (90)	2 (90)	認定者数 337人
	認知症対応型共同生活介護	1 (9)	1 (9)	1 (9)	1 (9)	
	小規模多機能型居宅介護					
	看護小規模多機能型居宅介護					
合 計	介護老人福祉施設	4 (306)	4 (306)	4 (306)	4 (306)	高齢者人口 19,529人
	地域密着型介護老人福祉施設				1 (29)	
	介護老人保健施設	3 (180)	3 (180)	3 (180)	3 (180)	
	介護療養型医療施設	1 (12)	1 (12)	1 (12)	1 (12)	
	施設 小計	8 (498)	8 (498)	8 (498)	9 (527)	認定者数 3,542人
	特定施設入居者生活介護	4 (170)	5 (210)	5 (210)	5 (210)	
	認知症対応型共同生活介護	9 (153)	9 (153)	9 (153)	10 (171)	
	居住系施設 小計	13 (323)	14 (363)	14 (363)	15 (381)	
	施設・居住系施設 合計	21 (821)	22 (861)	22 (861)	24 (908)	
	小規模多機能型居宅介護	3 (75)	3 (75)	3 (75)	3 (75)	
	看護小規模多機能型居宅介護	1 (25)	1 (25)	1 (25)	2 (50)	

表中の各年度の数値は施設の数を表示、右の()内の数値は床数を表している。

ただし、小規模多機能型居宅介護の()内の数値は、登録人数を計上。

平成26年度の日常生活圏域別高齢者人口等は、平成26年10月1日現在の数値。認定者には住所地特例該当者（市外に住所があるが、山陽小野田市の被保険者である者）は含まれていない。

6 介護給付費の見込み

(1) サービスごとの見込額

各サービスの平成24年度、平成25年度の利用実績及び平成26年度の利用見込みを基に、平成27年度以降の法改正の影響を踏まえ、第6期計画期間における総給付費を推計しました。

サービスごとの見込額

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス			
①訪問介護	157,429,000円	159,140,000円	160,192,000円
②訪問入浴介護	7,062,000円	7,033,000円	7,033,000円
③訪問看護	44,101,000円	46,335,000円	48,581,000円
④訪問リハビリテーション	17,278,000円	17,853,000円	19,481,000円
⑤居宅療養管理指導	31,167,000円	33,782,000円	38,670,000円
⑥通所介護	1,045,839,000円	773,903,000円	821,351,000円
⑦通所リハビリテーション	207,737,000円	206,890,000円	206,898,000円
⑧短期入所生活介護	192,339,000円	210,751,000円	224,420,000円
⑨短期入所療養介護	16,987,000円	16,918,000円	16,918,000円
⑩特定施設入居者生活介護	241,459,000円	264,357,000円	273,536,000円
⑪福祉用具貸与	105,447,000円	114,713,000円	122,139,000円
⑫特定福祉用具販売	6,435,000円	6,987,000円	7,789,000円
地域密着型サービス			
①認知症対応型通所介護	216,877,000円	234,467,000円	249,900,000円
②小規模多機能型居宅介護	145,221,000円	153,313,000円	163,901,000円
③認知症対応型共同生活介護	442,203,000円	441,693,000円	494,754,000円
④定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,827,000円	12,120,000円	15,605,000円
⑤看護小規模多機能型居宅介護	42,201,000円	46,997,000円	81,569,000円
⑥地域密着型通所介護(仮称)	0円	350,956,000円	372,474,000円
住宅改修	13,688,000円	14,616,000円	15,299,000円
居宅介護支援	211,039,000円	227,007,000円	239,993,000円
介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設	896,192,000円	899,620,000円	902,502,000円
②介護老人保健施設	737,350,000円	735,955,000円	736,323,000円
③介護療養型医療施設	145,767,000円	145,172,000円	145,177,000円
④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	23,002,000円	22,909,000円	106,132,000円
介護給付費 小 計	4,956,647,000円	5,143,487,000円	5,470,637,000円

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス			
①介護予防訪問介護	35,939,000円	36,300,000円	19,545,000円
②介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円
③介護予防訪問看護	4,091,000円	4,075,000円	4,075,000円
④介護予防訪問リハビリテーション	1,412,000円	1,659,000円	1,926,000円
⑤介護予防居宅療養管理指導	1,047,000円	1,151,000円	1,177,000円
⑥介護予防通所介護	103,381,000円	111,557,000円	61,570,000円
⑦介護予防通所リハビリテーション	47,950,000円	47,754,000円	47,756,000円
⑧介護予防短期入所生活介護	4,051,000円	4,034,000円	4,034,000円
⑨介護予防短期入所療養介護	1,341,000円	1,336,000円	1,336,000円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	38,045,000円	40,715,000円	41,411,000円
⑪介護予防福祉用具貸与	12,793,000円	14,619,000円	15,631,000円
⑫特定介護予防福祉用具販売	2,386,000円	2,446,000円	2,674,000円
地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護	435,000円	433,000円	433,000円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	530,000円	527,000円	527,000円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2,660,000円	2,649,000円	2,649,000円
④介護予防地域密着型通所介護(仮称)	0円	0円	0円
住宅改修	11,685,000円	12,599,000円	12,983,000円
介護予防支援	29,991,000円	32,091,000円	30,322,000円
介護予防給付費 小 計	297,737,000円	313,945,000円	248,049,000円
合 計	5,254,384,000円	5,457,432,000円	5,718,686,000円

(2) 給付費の見込額

給付費の見込額

(年間)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総給付費	5,254,384,000円	5,457,432,000円	5,718,686,000円
特定入所者介護サービス費	219,628,000円	217,745,000円	238,282,000円
高額介護サービス費	96,936,000円	100,886,000円	105,052,000円
高額介護合算サービス費	15,832,000円	16,396,000円	16,990,000円
審査支払手数料	6,724,000円	7,052,000円	7,380,000円
標準給付費見込額 合計	5,593,504,000円	5,799,511,000円	6,086,390,000円

7 介護給付費見込額

これまで示した各計画年度におけるサービス必要量を基に、第1号被保険者の保険料の算定の基礎となる平成27年度から平成29年度までの介護保険事業費の給付費見込額は以下のとおりです。

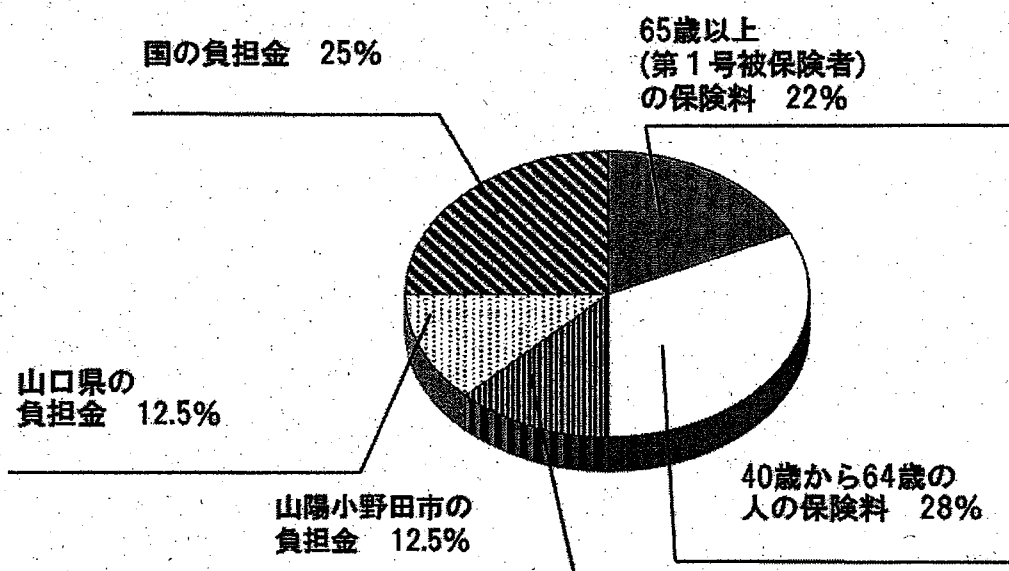
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
居宅サービス総費用	2,316,895千円	2,114,875千円	2,137,680千円	6,569,450千円
地域密着型サービス総費用	859,954千円	1,243,155千円	1,381,812千円	3,484,921千円
施設サービス総費用	1,802,311千円	1,803,656千円	1,890,134千円	5,496,101千円
居宅介護支援費給付額	241,030千円	259,098千円	274,546千円	774,674千円
福祉用具購入費給付額	8,821千円	9,433千円	10,463千円	28,717千円
住宅改修費給付額	25,373千円	27,215千円	28,282千円	80,870千円
高額介護サービス費給付額	96,936千円	100,886千円	105,052千円	302,874千円
高額介護サービス費給付額	15,832千円	16,396千円	16,990千円	49,218千円
特定施設入所者介護サービス費	219,628千円	217,745千円	238,282千円	675,655千円
算定対象審査支払手数料	6,724千円	7,052千円	7,380千円	21,156千円
標準給付費見込額 (A)	5,593,504千円	5,799,511千円	6,090,621千円	17,483,636千円

8 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料については、原則として標準給付見込額の22%です。詳しい算定方法については以下のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額 (A)	5,593,504千円	5,799,511千円	6,090,621千円	17,483,636千円
地域支援事業費 (B) (※1)	167,554千円	173,751千円	264,596千円	605,900千円
合計 (C) (A+B)	5,761,058千円	5,973,262千円	6,355,217千円	18,089,536千円
第1号被保険者負担分相当額 (D) (C×負担割合22%)	1,267,433千円	1,314,118千円	1,398,148千円	3,979,698千円
財政調整交付金調整分 (E) (※2)	38,595千円	34,217千円	29,938千円	102,750千円
介護給付費準備基金繰入額 (F)				191,400千円
保険料収納必要額 (G) (D-E-F)				3,685,548千円
収納率を加味した保険料収納必要額 (H) (※3)				3,725,787千円
高齢者人口 (65歳以上の者)	19,648人	19,788人	19,929人	59,365人
所得段階別加入割合補正後の高齢者 人口 (I) (※4)	19,029人	19,164人	19,301人	57,494人
保険料年額 (J) (H/I)				64,803円
介護保険料月額 (J/12) (K)	5,400円	5,400円	5,400円	

- ※1 地域支援事業費については、国の基準により、標準給付費から審査支払手数料を差し引いた額の3%を計上し、平成29年度には総合事業分を計上しました。
- ※2 財政調整交付金とは、市町村間の財政力格差を調整するため、後期高齢者の割合と所得段階別の高齢者人数に応じて国から支給される交付金のことです。
- ※3 保険料の収納率を加味して必要な保険料額を算定します。収納率は98.92%と見込んでいます。
- ※4 保険料を所得段階に応分した負担とするため、所得段階別の加入割合に基づき人数を調整したものです。

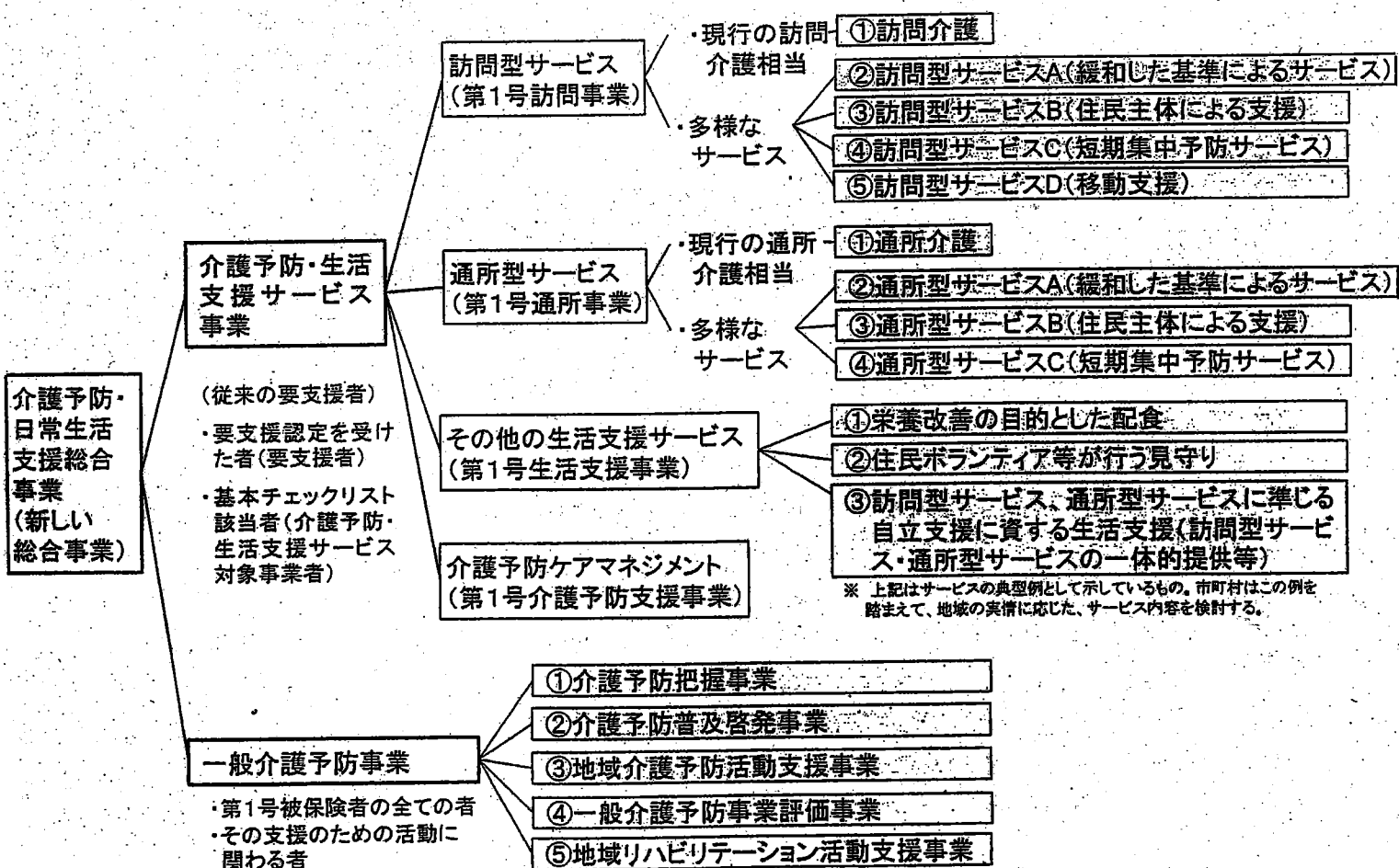


山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例 附則第14条の6における介護保険法第115条の45第1項について

介護保険法第115条の45第1項

市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章について同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



第7 総合事業への円滑な移行 (P128～)

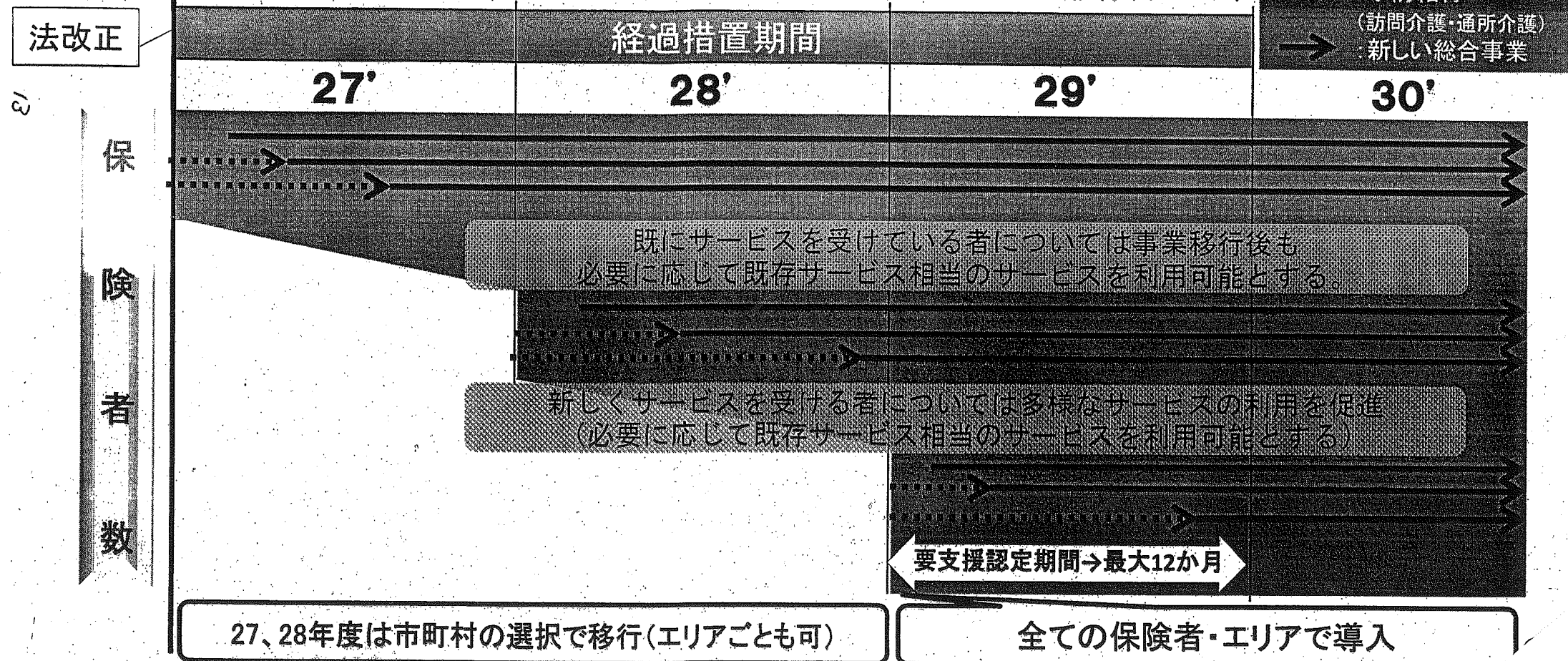
- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

<段階的な実施例>

- ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行

訪問介護、通所介護(予防給付)から訪問型サービス・通所型サービスへの移行(イメージ)



山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例 附則第14条の7における介護保険法第115条の45第2項第5号について

介護保険法第115条の45第2項第5号

被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他これらを促進する事業



生活支援体制整備事業

■平成30年4月までに「協議体」及び「生活支援コーディネーター」を全ての市町で配置しなければならない。

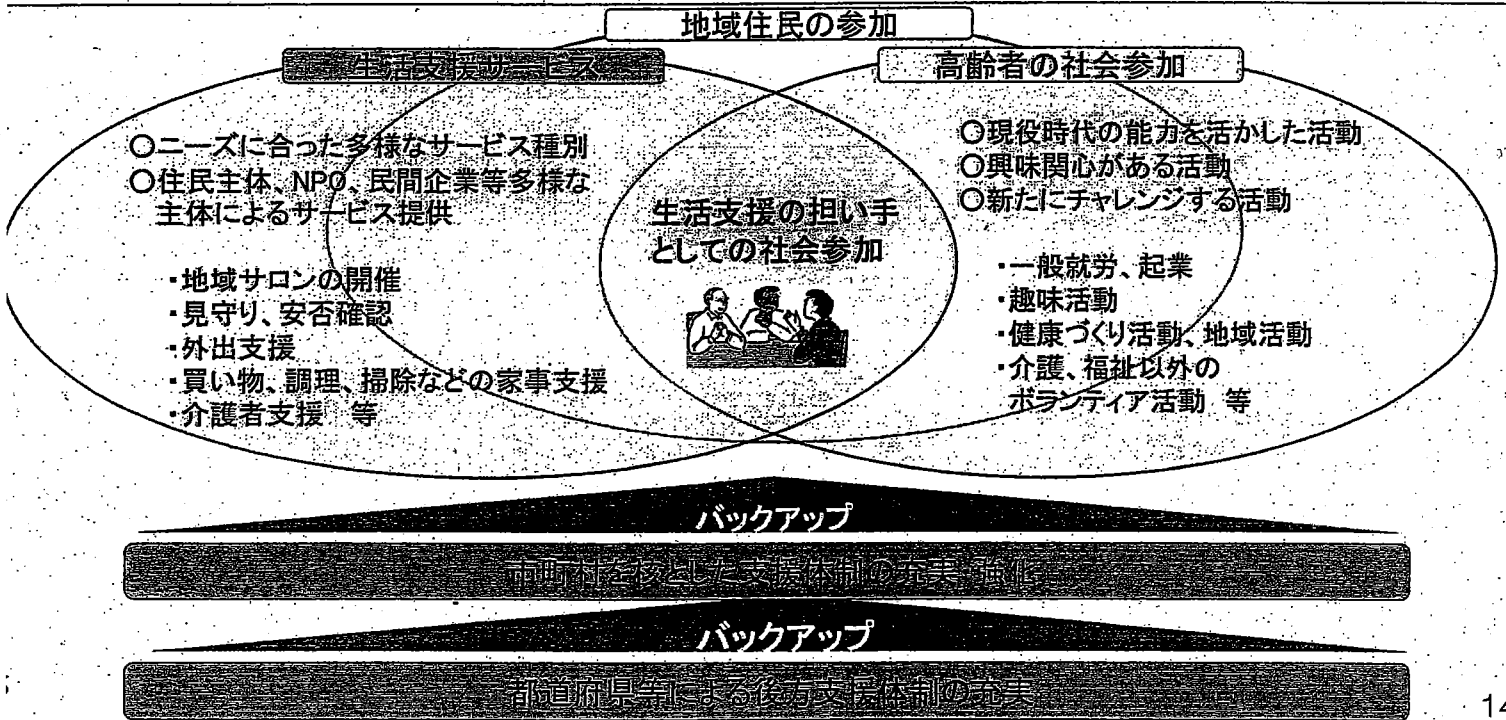
【介護保険条例参考（案）に関するQ&Aより】

Q：何を行うことで事業を実施していることとなるのか？

A：○日常生活圏域における協議体又はその立ち上げのための準備委員会等を立ち上げ、検討を行っている場合には、当初は必ずしも生活支援コーディネーターが配置していなくても、整備事業を実施しているものとして差し支えない。

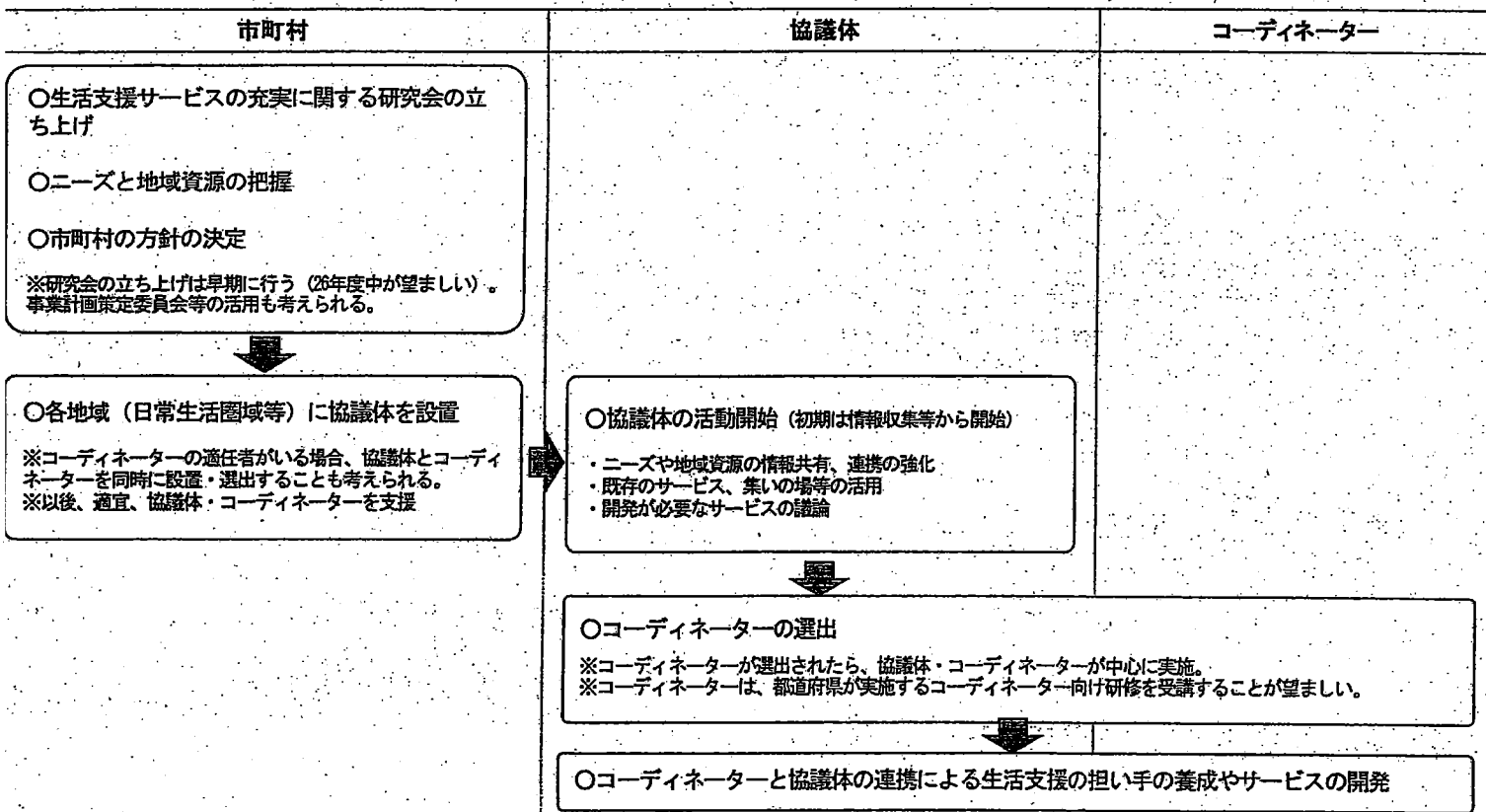
○整備事業の開始年度においては、協議体の立ち上げに関する研究会を立ち上げ、ニーズの把握やサービスの開発に資する検討を行っている場合には、事業の開始をしているものとして差し支えない。

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
- 具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



14

「コーディネーター」と「協議体」の設置の手法については、地域の状況によって様々であると考えられるが、一例として、市町村が各地域（日常生活圏域・第2層）において協議体を起ち上げ、協議体のメンバーの中から第2層のコーディネーターを選出する事例を想定し、大まかな流れを示す。



山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例 附則第14条の8における介護保険法第115条の45第2項第6号について

介護保険法第115条の45第2項第6号

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業



認知症総合支援事業

■平成30年4月までに、原則として「認知症食集中支援チーム」及び「認知症地域支援推進員」を全ての市町で配置しなければならない

【全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A（10月22日版）】より

Q：「認知症総合支援事業」の具体的な事業内容及び、平成30年4月までに実施すべき事業はなにか。また、認知症総合支援事業の内容の全てを実施することをもって「事業を行う」と解するのか。

A：○現在の地域支援事業（任意事業）で実施している

- ① 認知症初期集中支援推進事業
- ② 認知症地域支援推進員等配置事業
- ③ 認知症ケア向上推進事業

と同内容のものとする方向で、現在、実施要綱を作成中。

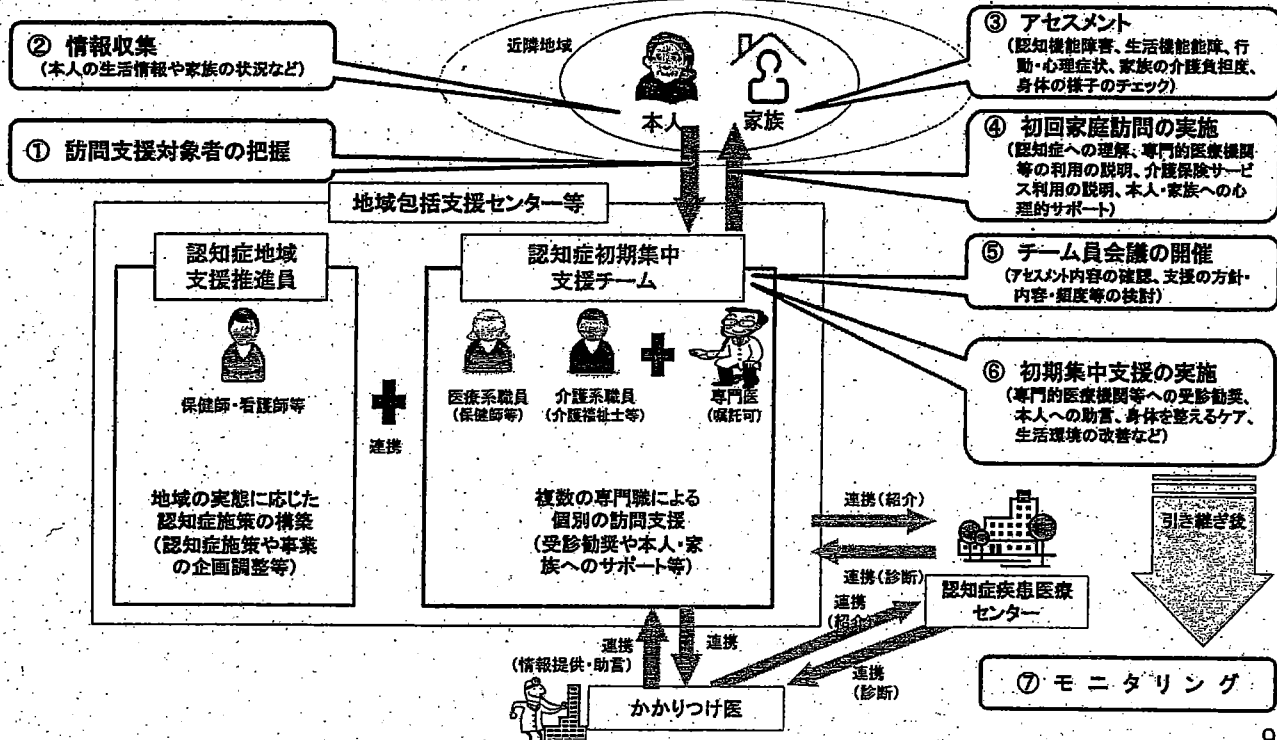
○事業実施の要件は、平成30年4月には、原則として、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を全ての市町村で配置していただく必要がある。

○平成30年4月までは、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員のいずれかを配置している場合も、本事業を実施していると解釈する。

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- 認知症初期集中支援チーム—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族（個別の訪問支援）支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。



9

認知症地域支援推進員が行う業務の例

(1) 各サービスの連携支援

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る。

(取組例)

- ・ 認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整の支援
- ・ 地域において認知症の人への支援を行う関係者が、情報交換や支援事例の検討などを行う連絡会議の設置
- ・ 地元医師会や認知症サポート医等とのネットワークの形成 等

(2) 地域の認知症地域支援体制の構築

認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業を実施する。

(取組例)

- ・ 認知症の人と家族を支える地域の人材やサービス拠点についての情報収集（地域資源マップの作成・普及・更新）
- ・ 若年性認知症の人本人の状況に応じた適切な支援の検討及び実施
- ・ 在宅介護サービス従業者に対する認知症研修の実施
- ・ 認知症の人を介護する家族等のネットワーク構築を目的とした交流会の実施
- ・ 多職種が参加する認知症の人の支援のための研修会・事例検討会の開催 等

◎市町村は実情に応じ、医療と介護の連携を図るため、地域支援推進員へ医療的見地からの助言や認知症の人を専門医療機関へつなぐための関係機関の調整等を行う認知症サポート医等の医師を配置している。

今後の取組み予定

■ 介護予防・日常生活支援総合事業（附則第6項）

実施猶予期間2年間で、総合事業移行に向けた体制整備、住民や関係者に対する説明等を十分に行い、平成29年4月から開始を予定。

■ 生活支援体制整備事業（附則第7項）

平成27年度には、協議体設置や生活支援コーディネーター配置に向けた研究会を立ち上げる予定。遅くとも平成28年度初旬には協議体の設置を行い、地域のニーズ把握やサービス開発に関する検討を始めていきたい。

■ 認知症総合支援事業（附則第8項）

認知症対策自体は、「認知症の方や介護者への支援」「普及啓発事業」「予防事業」等様々な取組みを既に実施している。しかし、この事業については「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域推進支援員」のいずれかの配置をもって実施していると解釈されるため、平成27年4月時点では実施できないという考え方から、開始時期を延期するもの。

可能な限り平成28年度には「認知症地域推進支援員」の配置を行い、その後、支援員を中心として「認知症初期集中支援チーム」設置に向けた準備を行っていきたい。

新しい総合事業の実施予定

実施予定時期	保険者数（全国1579）
平成27年度中	114
平成28年度中	277
平成29年度4月	1069

*平成27年度中実施予定のうち平成27年4月から実施予定の保険者は78

*実施時期未定・検討中の保険者は119